

公有水面埋立法

1. 案内情報

- 手続名 : 公有水面埋立ての免許
手続根拠 : 公有水面埋立法第2条
手続対象者 : 公有水面を埋立てしようとする者
提出時期 : 公有水面を埋立てしようとする時
提出方法 : 公有水面埋立免許願書を作成し、当該公有水面を所管する都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 埋立区域及び埋立工事施行区域を表示した図面、設計概要を表示した図書、資金計画書、埋立地の処分方法及び予定対価額を記載した書面、公有水面埋立法施行規則第3条で規定する図書、その他必要とする書類
部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 公有水面埋立免許願書
記載要領・記載例 : 公有水面埋立法施行規則別記様式第一による。
なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局
お問い合わせ下さい。
受付時間 : 同上
相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 公有水面埋立法第4条
標準処理期間 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局
お問い合わせ下さい。
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)